

三重県文化観光推進協議会規約

第1条 本会は、「三重県文化観光推進協議会」（以下「協議会」という）という

第2条（目的）

協議会は次のことを目的とする

- 1 三重県の豊かな文化を、地域住民・業者・行政が協働して文化資源を活用した文化体験に取り組むことで、国内外の観光客が来訪しこの地域文化を深く理解することで観光振興を図る
- 2 三重県の人々が地域に対して誇りと愛着を持ち、この地域に住み続け、観光客を対象に事業を実施することで、地域の活性化につなげる
- 3 各構成団体が実施する取組等について情報共有、相互の協力・調整を担う
- 4 三重県文化観光地域推進計画を作成し、この計画にかかる事業等を行う

第3条（構成）

協議会は、次の団体で構成する

- 1 三重県
- 2 伊勢市
- 3 明和町
- 4 三重県総合博物館
- 5 斎宮歴史博物館
- 6 いつきのみや歴史体験館
- 7 公益社団法人三重県観光連盟
- 8 一般社団法人明和町観光商社

第4条（事業）

協議会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 三重県文化観光推進地域計画の円滑な実現を図る
- 2 相互に連携・協力しながら文化観光を推進する
- 3 その他、協議会の目的達成に必要なこと

第5条（役員）

協議会の運営のために会長と副会長を置く

- 2 会長は三重県、副会長は伊勢市、明和町を以て充てる

第6条（役員の職務）

会長は、会務及び事業の執行を総括する

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する

第7条（会員）

協議会の会員は、第3条の構成団体所属の人員を以て充てる

第8条（事務局）

協議会は、事務局を三重県環境生活部文化振興課（津市広明町13番地）に置く

2 事務局には事務局長を置き、協議会の事務を統括する

第9条（会議）

協議会の会議は会長が招集する

2 会議は各団体が指名する若干名の会員で構成する

3 会議は次の各号に掲げる事項を審議し、決議する

一 事業計画

二 事業報告

三 その他協議会の運営に必要な事項

4 会議は加盟機関の3分の2以上の出席を以って成立する

5 会議の議長は会長とし、その議決及び決定は出席者数の過半数をもって決議する

6 会長は、必要に応じて、会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

第10条（解散）

協議会は、第2条の目的が達成された時、あるいは存続の必要がなくなったときに解散する

第11条（規約の改正）

本規約は、会議により出席会員の過半数の同意を持って改正することができる

第12条（その他）

本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議で定める

第13条（付則）

本規約は、令和5年4月10日から施行する